

平成 19 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社サイバードホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼グループ CEO 堀主知ロバート
(J A S D A Q ・ コード 4823)

問合せ先

役職・氏名 執行役員 経営戦略本部長 永守 秀章

電 話 03 - 5785 - 6110

臨時株主総会および普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成19年12月14日開催の当社取締役会において、平成20年2月中旬開催予定の当社の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成20年2月中旬開催予定の当社の臨時株主総会および同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下併せて「本株主総会」と総称します。）において権利を行使することができる株主を確定するため、平成19年12月31日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって本株主総会において権利を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成19年12月31日（月）
- (2) 公告日 平成19年12月15日（土）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.cybird.co.jp/hc/ir/announcement/index.html>

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成20年2月中旬開催予定の本株主総会において、当社普通株式に会社法第108条第1項第7号に規定する全部取得条項を付す旨の定款変更議案等を付議する予定です。当該定款変更については、会社法第111条第2項第1号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そこで上記の公告により、当該種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日および開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上